

知的財産管理技能検定2級完全マスター②意匠法・商標法・条約【改訂6版】をご購入いただいた皆様へ

第43回(2022年11月実施)以降の検定試験を受検される場合は、法改正に基づき、弊社が発行する知的財産管理技能検定2級完全マスター②意匠法・商標法・条約【改訂6版】の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第43回	2022年11月6日(日)	2022年5月1日
第44回	2023年3月12日(日)	2022年9月1日
第45回	未定	

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

改訂に関連する法律

特許庁ホームページ

令和元年法律改正(令和元年法律第3号)解説書

URL : <https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/kaisetu/2019/2019-03kaisetsu.html>

なお、改正のあった条文につきましては、後半に纏めて掲載しています。

知的財産管理技能検定ホームページ

試験範囲の拡充

URL : https://www.kentei-info-ip-edu.org/exam_scope

※2022年7月21日現在

該当箇所	変更前	変更後
P4 Lesson01 意匠法の保護対象と登録要件[1] 2 意匠とは ③意匠法の保護対象となる画像について 8行目 追記	…壁に投影された時刻表示画像などです。 物品の部分に画像を含む意匠として認められるためには、…。	…壁に投影された時刻表示画像などです。 一方、映画やゲーム等のコンテンツの画像や、デスクトップの壁紙等の装飾画像など、画像が関連する機器等の機能に関係のない画像については、機器等の付加価値を直接高めるものではないため、保護の対象とはなりません。 物品の部分に画像を含む意匠として認められるためには、…。
P22 Lesson03 意匠登録を受けるための手続き 1 意匠登録出願 (1) 意匠登録出願に必要な書類 ①願書 1行目～3行目	願書とは、意匠登録を要求する意匠登録出願人の意思表示となる書面で あり 、出願人および创作者の氏名や住所、意匠に係る物品 または意匠に係る建築物もしくは画像の用途 を記載します。	願書とは、意匠登録を要求する意匠登録出願人の意思表示となる書面で す 。出願人および创作者の氏名や住所 の他 、意匠に係る物品 の欄に、意匠登録を受けようとする意匠に係る物品が何であるか、建築物や画像の用途が何であるか等 を記載します。
P23 Lesson03 意匠登録を受けるための手続き 1 意匠登録出願 (2) 一意匠一出願の原則 2行目～5行目	これを「一意匠一出願の原則」といいます。1つの 出願に複数の意匠が記載されていると、権利範囲が不明確になってしまうためです。 なお、2019年法改正により、複数の意匠についての意匠登録出願を一の願書により行うことができる制度を 導入することが決まりました。この制度は2021年5月17日までに施行されることになっています。 ただし、この制度の施行後も、…	これを「一意匠一出願の原則」といいます。1つの 意匠について意匠権を1つ発生させることにより、権利内容を明確にするためです。「一意匠」の対象は経済産業省令に定める基準によります。 なお、2019年法改正により、複数の意匠についての意匠登録出願を一の願書により行うことができる制度が 導入され、2021年4月から施行されています。 ただし、この制度の施行後も、…
P32 Lesson03 意匠登録を受けるための手続き 4 特殊な意匠登録出願 (2) 動的意匠 1行目～3行目	意匠に係る物品等の形状 等 が、その物品 等 の有する機能に基づいて変化する場合に、変化の前後の形状等について意匠登録を受けることができます（意6条4項）。	意匠に係る物品の形状、 模様もしくは色彩、建築物の形状、模様もしくは色彩または画像 がその物品、 建築物または画像 の有する機能に基づいて変化する場合に、変化の前後の形状等について意匠登録を受けることができます（意6条4項）。

該当箇所	変更前	変更後
<p>P34 Lesson03 意匠登録を受けるための手続き</p> <p>4 特殊な意匠登録出願</p> <p>(3) 組物の意匠</p> <p>①経済産業省令で定める組物の意匠に該当すること</p> <p>3行目 追記</p>	<p>組物の意匠として出願が認められる意匠は、意匠に係る物品等が、経済産業省令（意施規 別表 2）に挙げられている 43 物品でなければなりません。</p>	<p>組物の意匠として出願が認められる意匠は、意匠に係る物品等が、経済産業省令（意施規 別表 2）に挙げられている 43 物品でなければなりません。</p> <p>願書の「意匠に係る物品」の欄に、この 43 物品の中から、意匠登録を受けようとする組物の意匠に応じたものを選択して記載します。</p>
<p>P35～P36 Lesson03 意匠登録を受けるための手続き</p> <p>4 特殊な意匠登録出願</p> <p>(4) 内装の意匠</p> <p>1行目～4行目</p>	<p>2019 年の法改正により、内装デザインも意匠法による保護の対象となりました。</p> <p>内装の意匠は、家具や什器などの複数の構成物品等から構成されるもので、「組物の意匠」と同様、一意匠一出願の例外として扱われます。</p>	<p>2019 年の法改正により、複数の物品（テーブル、椅子、照明器具など）や建築物（壁や床の装飾）から構成される内装デザインも、「組物の意匠」と同様、一意匠一出願の例外として、所定の要件を満たせば、一の「内装の意匠」として出願し、意匠登録を受けることができるようになりました。</p> <p>内装の意匠について意匠登録出願する場合は、(1) 内装の意匠としての出願であること、および (2) どのような施設におけるどのような用途の内装であるのかが明確となるように、願書の「意匠に係る物品」の欄に、「〇〇用内装」または「〇〇の内装」（例：「ホテルロビーの内装」）のように記載します。</p>
<p>P60 Lesson06 意匠権の侵害と救済[2]</p> <p>2 侵害することが明らかな場合</p> <p>①無効理由の確認</p> <p>10行目 追加</p>	<p>訴訟で主張することも可能です（意 41 条で準用する特 104 条の 3）。</p>	<p>訴訟で主張することも可能です（意 41 条で準用する特 104 条の 3）。</p> <p>なお、特許法における特許異議の申立て（特 113 条）の制度はありません。</p>

該当箇所	変更前	変更後
<p>P86 Lesson08 商標法の保護対象と登録要件[2] 3 団体商標登録制度、地域団体商標登録制度と地理的表示保護制度 (1) 団体商標登録制度 修正</p>	<p>「団体商標登録制度」とは、事業者を構成員に有する団体が、その構成員に使用させるための商標について登録を受けることができる制度です。例えば、地域おこしや特定の業界の活性化のために、団体が中心となって、独自ブランドによる特産品作りをするような場合に利用できる制度です。</p> <p>通常の商標登録制度のように登録を受ける者、すなわち団体自身はその商標を使用することは必ずしも必要としませんが、その団体の構成員が使用する商標であることが必要です。</p>	<p>「団体商標登録制度」とは、事業者を構成員に有する団体が取得して、その構成員に使用させるための商標について登録を受けることができる制度です。この制度は、地域おこしや特定の業界の活性化のために、団体が中心となって、独自ブランドによる特産品作りをするような場合に利用できる登録制度です。例えば、今治タオルのマーク（商標登録第5341974号）は、今治タオル工業組合が取得している団体商標です。通常の商標登録制度のように登録を受ける者、すなわち団体自身はその商標を使用することは必ずしも必要としませんが、その団体の構成員が使用する商標であることが必要です。</p>
<p>P87 Lesson08 商標法の保護対象と登録要件[2] 3 団体商標登録制度、地域団体商標登録制度と地理的表示保護制度 (2) 地域団体商標登録制度 修正</p>	<p>「地域団体商標登録制度」とは、地域と商品名とを組み合わせた商標がより早い段階で登録を受けられるようにすることにより、地域ブランドの育成に資することを目的とした制度です。具体的には、地域団体商標の登録に際して、主体が要件に適合しているか、周知性の要件を満たしているか、当該商品が地域と密接な関連性を有しているかといった点について審査を行い、地域の事業者が一体となって取り組む地域ブランドの保護を図ることを目的としています。団体商標と同様に、団体自身はその商標を使用することは必ずしも必要としませんが、その団体の構成員が使用する商標であることが必要です。また、地域の名称および商品（役務）の名称等からなる商標について、3条2項よりも緩やかな要件で商標登録による独占を認めるものであるため、その商標が全国的な需要者の間に認識されるには至っていなくても、商品または役務の種類および流通経路等に応じた一定範囲の需要者に認識されていることが必要です。</p>	<p>「地域団体商標登録制度」とは、事業協同組合等が取得して、その構成員に使用させるために、地域の名称と商品（役務）の名称等の文字のみからなる商標について登録を受けることができる制度です。地域の名称および商品（役務）の名称等からなる商標について、3条2項よりも緩やかな要件で商標登録による独占を認めるものであるため、その商標が全国的な需要者の間に認識されるには至っていなくても、商品または役務の種類および流通経路等に応じた一定範囲の需要者に認識されていることが必要です。地域の名称と商品（役務）の名称等とを組み合わせた商標がより早い段階で登録を受けられるようにすることにより、地域ブランドの育成に資することを目的としています。団体商標と同様に、団体自身はその商標を使用することは必ずしも必要としませんが、その団体の構成員が使用する商標であることが必要です。</p>

該当箇所	変更前	変更後
<p>P88 Lesson08 商標法の保護対象と登録要件[2] 3 団体商標登録制度、地域団体商標登録制度と地理的表示保護制度 (2) 地域団体商標登録制度 1行目～6行目 修正</p>	<p>なお、商標法の規定ではありませんが、「地域団体商標登録制度」に似た制度として、「地理的表示保護制度」があります。この制度は、「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」に基づく制度で、地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品のうち、品質等の特性が産地と結び付いており、その結び付きを特定できるような名称（地理的名称）が付されているものについて、その地理的表示を知的財産として国に登録することができる制度です。</p>	<p>なお、商標法の規定ではありませんが、「地域団体商標登録制度」に似た制度として、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（地理的表示法）に基づく「地理的表示保護制度」があります。「地域団体商標制度」が、地域ブランドの名称を商標権（出所表示）として登録し、その名称を独占的に使用することができる制度であるのに対し、「地理的表示保護制度」は、生産地と結び付いた特性を有する農林水産物等の名称を品質基準とともに登録し、地域の共有財産として保護する制度です。 地理的表示とは、地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品等の名称で、その名称から当該産品の産地を特定でき、産品の品質や社会的評価等の確立した特性が当該産地と結び付いているということ特定できる名称の表示を指します。</p>
<p>P88 Lesson08 商標法の保護対象と登録要件[2] 3 団体商標登録制度、地域団体商標登録制度と地理的表示保護制度 (2) 地域団体商標登録制度 7行目～16行目 修正</p>	<p>農林水産物・食品の生産・加工業者の団体が登録申請を行った後、農林水産大臣が審査のうえ、地理的表示および団体を登録します。登録を受けた団体が適切に品質管理を行っている場合に限り生産者は登録された地理的表示を使用することができ、その産品には、地理的表示に加えて、地理的表示であることを示す「G I マーク」を付することになります。 登録された品質等の基準に満たないものに地理的表示が使用されている場合等、不正使用が発見された場合、農林水産省が表示の除去を命ずるなど、取締りを行います。一方、地理的表示法は日本国内でしか効力を有さないため、登録されたことをもって、ただちに海外でも当該地理的表示が保護されるものではありません。</p>	<p>農林水産物・食品の生産・加工業者の団体が登録申請を行った後、農林水産大臣が審査のうえ、地理的表示および団体を登録します。登録を受けた団体が適切に品質管理を行っている場合に限り生産者は登録された地理的表示を使用することができ、その産品には、地理的表示に加えて、地理的表示であることを示す「G I マーク」を付することになります。 登録された品質等の基準に満たないものに地理的表示が使用されている場合等、不正使用が発見された場合、農林水産省が表示の除去を命ずるなど、取締りを行います。一方、地理的表示法は日本国内でしか効力を有さないため、登録されたことをもって、ただちに海外でも当該地理的表示が保護されるものではありません。 地理的表示保護制度を持つ国との間で相互保護が実現した際には、当該国においても保護されます。 なお、既に商標登録されている名称は、商標権者本人が申請を行う場合または商標権者の承諾を得た場合に限り、地理的表示の登録が可能です。</p>

(参考) 地理的表示 (GI) と地域団体商標との違い

	地理的表示 (GI)	地域団体商標
制度	生産地と結び付いた特性を有する農林水産物等の名称を品質基準とともに登録し、地域の共有財産として保護する制度	地域ブランドの名称を商標権 (出所表示) として登録し、その名称を独占的に使用することができる制度
保護対象 (物)	農林水産物、飲食品等 (酒類等を除く)	全ての商品・サービス
保護対象 (名称)	農林水産物・食品等の名称であって、その名称から当該産品の産地を特定でき、産品の品質等の確立した特性が当該産地と結び付いているということ特定できるもの (地域を特定できれば、必ずしも地名を含まなくてもよい)	「地域名」+「商品 (サービス) 名」等
登録主体	生産・加工業者の団体 (法人格の無い団体も可)	農協等の組合、商工会、産工会議所、NPO 法人
主な登録要件	<ul style="list-style-type: none"> 生産地と結び付いた品質等の特性を有すること 確立した特性・特性を維持した状態で概ね 25 年の生産実績があること 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の名称と商品 (サービス) とが関連性を有すること (商品の産地等) 商標が必要者の間に広く認識されていること
使用方法	地理的表示は、登録標章 (GI マーク) と併せて使用することができる (GI マークのみ使用は不可) 	<ul style="list-style-type: none"> 登録商標である旨を表示 (努力義務) 地域団体商標は地域団体商標マークと併せて使用することができる (推奨) 
品質管理	<ul style="list-style-type: none"> 生産地と結び付いた品質基準の策定・登録・公開 生産・加工業者が品質基準を守るよう団体が管理し、それを国がチェック 	商品の品質等は商標権者の自主管理
効力	地理的表示及びこれに類似する表示の不正使用を禁止	登録商標及びこれに類似する商標の不正使用を禁止
効力範囲	登録された農林水産物等が属する区分に属する農林水産物等及びこれを主な原料とする加工品並びにこれらに関する広告等	登録商標に係る商品若しくはサービス又はこれと類似する商品若しくはサービス
規制手段	国による不正使用の取締り	商標権者による差止請求、損害賠償請求
費用・保護期間	登録：9 万円 (登録免許税) 更新手続無し (取り消されない限り登録存続)	出願・登録：40,200 円 (10 年間) 更新：38,800 円 (10 年間) ※それぞれ 1 区分で計算
申請・出願先	農林水産大臣 (農林水産省)	特許庁長官 (特許庁)

該当箇所	変更前	変更後
P103～P104 Lesson10 商標登録を受けるための手続き] 2 審査の流れ (4) 拒絶理由通知への対応 最終行 追記	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 拒絶理由通知において指定された期間内に、…</p> <p>② 手続補正書を提出して、拒絶理由が解消する…</p> <p>③ 2以上の商品または役務が、指定商品または…</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 拒絶理由通知において指定された期間内に、…</p> <p>② 手続補正書を提出して、拒絶理由が解消する…</p> <p>③ 2以上の商品または役務が、指定商品または…</p> </div> <p>一方、団体商標の商標登録出願を通常商標登録出願または地域団体商標の商標登録出願に出願変更すること（商11条1項）、地域団体商標の商標登録出願を通常商標登録出願または団体商標の商標登録出願に出願変更すること（商11条2項）、通常商標登録出願を団体商標の商標登録出願または地域団体商標の商標登録出願に出願変更すること（商11条3項）は、査定または審決が確定するまでは可能です（商11条4項）。なお、出願が変更された場合は、元の出願は取り下げられたものとみなされます（商11条5項）。</p>
P107～P109 Lesson10 商標登録を受けるための手続き] 4 特殊な商標登録出願 削除		

ページ・条文番号	条文
P23 意匠法 7 条 修正	意匠登録出願は、経済産業省令で定めるところにより意匠ごとにしなければならない。
P43 意匠法 42 条 修正	意匠権の設定の登録を受ける者又は意匠権者は、登録料として、第二十一条に規定する存続期間の満了までの各年について、一件ごとに、 一万六千九百円を超えない範囲内で政令で定める額 を納付しなければならない。
P102・P112 商標法 40 条 修正	商標権の設定の登録を受ける者は、登録料として、一件ごとに、 三万二千九百円を超えない範囲内で政令で定める額に区分 （指定商品又は指定役務が属する第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分をいう。以下同じ。）の数を乗じて得た額を納付しなければならない。
P103・P112 商標法 41 条の 2 修正	商標権の設定の登録を受ける者は、第四十条第一項の規定にかかわらず、登録料を分割して納付することができる。この場合においては、商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に、一件ごとに、 一万九千九百円を超えない範囲内で政令で定める額 に区分の数を乗じて得た額を納付するとともに、商標権の存続期間の満了前五年までに、一件ごとに、 一万九千九百円を超えない範囲内で政令で定める額 に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。
P113 商標法 40 条の 2 項 修正	商標権の存続期間の更新登録の申請をする者は、登録料として、一件ごとに、 四万三千六百円を超えない範囲内で政令で定める額 に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。
P113 商標法 41 条の 2 第 7 項 修正	商標権の存続期間の更新登録の申請をする者は、第四十条第二項の規定にかかわらず、登録料を分割して納付することができる。この場合においては、更新登録の申請と同時に、一件ごとに、 二万五千四百円を超えない範囲内で政令で定める額 に区分の数を乗じて得た額を納付するとともに、商標権の存続期間の満了前五年までに、一件ごとに、 二万五千四百円を超えない範囲内で政令で定める額 に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。